

○農林水産省令第二十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）
第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三年六月三日

農林水産大臣 近藤 元次

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「大阪国際空港」の下に
「岡山空港、広島空港」を加え、同条第二項第三号中「岡山空港」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、
第六条第一項第二号の改正規定中「広島空港」を加える部分は、平成三年六月二十一日から施行する。